127982	田中　象平	127983	伊藤　栄治	128044	川口　雅之	128045	岩﨑　順三
127984	安　　剛志	127985	大本　卓志	128046	伊達　善光	128047	仁崎　辰郎
127986	小田原和政	127987	齊藤　明広	128048	眞鍋　春吉	128049	矢野　啓文
127988	野村　泰信	127989	吉岡　一巳	128050	中本　杏子	128051	豊福　陽子
127990	石川　　泉	127991	大庭　明夫	128052	宮本　結花	128053	栁　　昭好
127992	戸津川琢眞	127993	清原浩太郎	128054	小川　英雄	128055	松尾　清司
127994	加藤　　修	127995	寺本　忠彦	128056	西本　由佳	128057	米森　香代
127996	吉山　邦明	127997	酒井　秀毅	128058	平林　啓介	128059	前田　　修
127998	廣田　龍治	127999	田中　豊実	128060	山口　源二	128061	鈴木　智枝
128000	恩地　　勉	128001	野波　　守	128062	元村　文彦	128063	小川　弘一
128002	山本　弘司	128003	荒木　賢治	128064	田中　幸成	128065	板橋　哲二
128004	河田　俊夫	128005	下野　和徳	128066	須藤　充世	128067	平島　　孝
128006	白神　勝己	128007	玉田　敏治	128068	古澤　勝哉	128069	藤本　　正
128008	森本幹太郎	128009	坂本　昭雄	128070	原田　眞司	128071	後藤　權治
128010	滝山　尚志	128011	髙橋　祐二	128072	森藤　晴夫	128073	中村　好修
128012	高橋　義則	128013	城月　敏文	128074	中原　正文	128075	吉川　秀樹
128014	浜井　　勝	128015	塩飽　悦三	128076	姫野　俊治	128077	中村　貞幸
128016	伊達　英昭	128017	廣重　克己	128078	山口　賢一	128079	山田　富雄
128018	元木　沢至	128019	岡本　　栄	128080	中村　　稔	128081	坂口　誠一
128020	和田　行弘	128021	田中　孝博	128082	佐藤　篤敏	128083	川野　正弘
128022	明地　正恭	128023	板持　郁夫	128084	小川　高弘	128085	古津　　剛
128024	藤原　清文	128025	上辻　　守	128086	平川　大作	128087	山口　　満
128026	藤原　孝行	128027	沖本　秀幸	128088	百衣　智雄	128089	三浦　正道
128028	村上　元基	128029	都築　哲志	128090	池田　敏彦	128091	久富　　努
128030	栗本　新也	128031	野口　祥一	128092	髙塚　良一	128093	西　　淳
128032	稲川　雅美	128033	青木　裕介	128094	田村　隆文	128095	池下　博之
128034	廣田　保夫	128035	今川　和則	128096	渕上　盛幸	128097	松村　義之
128036	三木　幸司	128037	志村　純雄	128098	村上　秀幸	128099	田野　裕徳
128038	久米　健司	128039	久保　勝彦	128100	大城　　大	128101	嵩原　宜
128040	和田　　誉	128041	徳弘　　猛	128102	伊計　孔雄	128103	窪田　健二
128042	改田　達昭	128043	谷本　　章	128104	齋藤　　栄		

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）中一部改正公告

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年八月二十一日　　日本弁護士連合会

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）中一部改正

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「（当番弁護士及び当番付添人が事件を受任した場合を除く。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の補助金は、当番弁護士及び当番付添人が事件を受任した場合は支出しない。ただし、当番弁護士及び当番付添人が、刑事被疑者弁護援助事業又は少年保護事件付添援助事業を利用して事件を受任した場合において、実質的な弁護活動がないとして報酬が支払われないときは、この限りでない。

第三条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

附　則

第二条の四及び第三条の改正規定は、平成二十六年八月二十一日から施行する。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　千葉県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　大友　道明
　登録番号　23423
　事 務 所　千葉県千葉市中央区本千葉町４―14　内海ビル２階
　　大友法律事務所
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年７月30日

平成26年８月16日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　渡邉征二郎
　登録番号　16876
　事 務 所　東京都港区虎ノ門１―12―15　虎ノ門第２東洋ビル８階　新虎ノ門法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年８月６日

平成26年８月16日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　太田　真也
　登録番号　37657
　事 務 所　東京都千代田区岩本町３―11―８　イワモトチュービル２階225　神田のカメさん法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年８月10日

平成26年８月16日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　埼玉弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　浅香　　健
　登録番号　29747
　事 務 所　埼玉県さいたま市緑区道祖土３―17―23　浅香経営法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年８月13日

平成26年８月20日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　山口県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　末永　汎本
　登録番号　14915
　事 務 所　山口県山口市駅通り２―３―18　法曹ビル４階　弁護士法人末永法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年８月20日

平成26年８月21日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　福岡県乗用自動車厚生年金基金
2．事務所の所在地　福岡県福岡市博多区比恵町11番１号